

【個人研究】

# 戦前期の『主婦の友』にみる「愛」と 国家社会 日本型近代家族における「恋愛」「愛」の固有性とその変容

大塚 明子\*

## Love and the Nation-Society in Shufu-no-Tomo (Housewives' Companion) in the Pre-War Period

Meiko OTSUKA

Recently the Japanese urban family after the late Meiji period has been illustrated, in terms of its mother-child relationship and the stress on family affection, as a type of Modern Family. Taking this view, I have tried in some previous papers to analyze Japanese Modern Family through one of the best-selling magazines “Shufu no Tomo (Housewives' Companion)”, especially its husband-wife relationship. Is the Japanese modern conjugal love very much alike its source, the Western romantic love ideology, or not?

In this paper, I focus on how the magazine in the pre-war period looked on the problem of divorce and show that its concept of love, closely related its nationalism, was very different from romantic love as well as what we think of it today.

### 0. 問題設定

近年、明治民法下にあった戦前の都市の新中間層の「家」について、そこに母子中心性・良妻賢母主義・家族の団欒の強調などの近代家族的な性格を見出し、戦前と戦後の連続性を指摘する研究が相次いでいる。他方で、欧米の近代家族と比べ、文化的差異が大きいと思われる夫婦関係のあり方については、まだ十分な議論がなされていないと考える。欧米語を明治期に移植して生まれた日本の「恋愛」「愛」の理念は、どのような特質をもち、どのように実際の結婚生活の中で現実化されてきたのか？ また時代とともにどのように変化してきたのか？

筆者は、こうした問題関心から、大正期以来の大衆婦人雑誌である『主婦の友』を資料に、日本型近代家族の固有性を探る試みをいくつか発表してきた。本稿は、戦前期の同誌の離婚観を中心に、そこにみられる夫婦の「愛」の理念が 国家社会 と不可分に結びつき、戦後とは極めて異質な性格のものだったことを示す。そのうえで、拙稿 [2001] で論じた欧米のロマンティック・ラブ・イデオロギーの特質と比較しつつ、その固有性を明らかにしたい（なお、同誌からの引用は現代仮名づかいに改めてある）。

### 1. 至上価値としての 国家社会 と離婚の原則否定

まず広い国家的・社会的な動向をみてみると、家族国家観を掲げる明治天皇制国家にお

\* おおつか めいこ 文教大学人間科学部人間科学科

いて、妻からの離婚申立ては極めて難しかった。確かに1926(大15)年、夫にも貞操義務を認める有名な大審院判決が下された。それでも戦前を通じて、妻に対する重大な侮辱として離婚要件と認められるのは、あくまで愛人を困い私生児をなすような「継続的姦通」に限られ、「偶発的、単純な姦通」は不問に伏された[外崎、1956 1998]。かりに離婚が認められても、女性が経済的に自立するのは困難だったし、慰謝料も低額だった<sup>1)</sup>。こうした中で明治中期までかなり高かった離婚率(1000人当りの離婚件数)は、明治民法の「家」制度の定着に伴い、長期的低落へと向かう[湯沢、1977]

体制内的な大衆雑誌である『主婦の友』にも、国家の基盤という観点から「家庭」を保護しようとするイデオロギーが忠実に受容されている。例えば創刊当初、最大の国家イデオログの1人である井上哲次郎が、次のような記事を寄せている。

社会や国家の基礎というものは家庭にあります。その大切な家庭を清らかにし安らかにして行こうとするにはどうしても夫婦の間がよく和して居らねばならない。それには夫婦間に真の愛がなくては不可能のことで、夫婦間に真の愛があってよく相和していれば、家庭の基礎が堅くして、謳々としていつも春の如き趣があるのである。然しそれは妻たり夫たるものが互に貞操を厳守しなくてはむづかしい事あります[1918(大7)4月号『幸福なる結婚条件としての男子の貞操』]

ここでの論理構成は、国家・社会の基礎は「家庭」にある 清浄で安定した「家庭」を作るには夫婦の「和合」が不可欠である 「和合」には「愛」が不可欠である 「愛」には相互的な貞節の遵守が必要である、という順序になっている。これを簡略化して逆に辿れば、夫婦の「愛」は「家庭」を維持するための手段であり、さらに「家庭」は国家・社会の維持と発展のための手段ということになる。すなわち、全てが国家・社会という最終目的の下位に位置づけられ、それと関係づけてそ

の是非が判定されるのである。

このように国家・社会を全てに優越させる国家主義的イデオロギーは、戦前期の誌面全体に通底していた。例えば、産児制限の是非についても、個々の家族や子供自身の「幸福」というより、国家が国民の質的向上と量的増加のいずれをより必要とするかという観点から論じられる[1920(大9)年1月号『国家は子福者を保護して産児を奨励せよ』]、休養や娯楽の勧めですら、「個人個人が生活の利便と快楽とを得んがために、大いに働いた結果が生活の向上となり、しかして国家的に隆盛を来しておるのです」というように、形式上は国家に関係づけて正当化される[1919(大8)年11月号『世界改造と新しき日本婦人の覚悟』]

ところで、前出の井上の「社会や国家の基礎」というものは家庭にある」という表現にも伺えるように、この2つはあまり明確に区別されず、並立的に用いられることが多い。この場合「社会」の概念は、現存する社会状況という事実的な意味より、あるべき社会秩序「家族制度」など という規範的な色彩が強いと思われる。現実の社会問題を取り上げる記事でも、貧困・差別・性的墮落といった諸問題は、偶発的で個別的な不運として嘆かれ、それを克服する個人的努力が賞賛される傾向が強い<sup>2)</sup>。総じて戦前期の誌面では、社会の構造的な矛盾や抑圧性を批判するという視線は希薄であり、むしろ社会というものを常に個人の上位に位置づける用法が主流といえる。この意味で並立される国家と社会を、本論では 国家社会 と表記する。

このように同誌の根幹をなす国家主義イデオロギーからすると、離婚すなわち「家庭」の解体は、国家社会の基盤を揺るがすゆえに否定されることになる。もっとも夫が不貞を繰り返すような場合には離婚できるよう、女性も職業をもって経済的に自立すべきだといった意見も、特に若い女性の間から上がっている(例えば1930(昭5)年1月号『令嬢ばかりの結婚問題の座談会』)。しかし、総体的にみれば、離婚は原則的に不可というのが同誌の公

式見解だったといえる<sup>3)</sup>。その集約的表現として、代表的論者の1人である徳富蘇峰による1928(昭3)年の巻頭連載「夫婦の道」の最終回「結論」をあげよう。

世には間違もあり、且つ余儀なき事情、己むを得ざる場合もあります。それを尋酌せずして、絶対的に離婚を不可能とするは、余りに単純なる道理を以て、複雑せる人事を束縛するものがあります。されど離婚は、全く除外例であります。除外例なるものは、極めて稀有の事例にのみ適用すべきものであります。然るにそれが殆ど当り前の仕事の如く、我も離婚、彼も離婚と云う如きに至りては、是れ全く結婚を遊戯視し、結婚を玩具の如く弄ぶものであります。……これでは立派な家庭が出て来るべき筈がありません。返す返すも、夫婦ありて而して後家庭あり、家庭ありて而して後社会あり、国家ありであります。……私は原則としては、何処までも離婚には反対であります [12月号、下線引用者]

こうした原則否定の立場からすると、妻の側から離婚を選ぶことが肯定されるのは、親などから「封建的」な形で結婚を強制された場合か<sup>4)</sup>、夫が犯罪を犯した場合など<sup>5)</sup>、きわめて特殊な事例に限られる。これに対し、たとえ夫が不貞を繰り返そうとも、夫婦の間に「愛」が失われたという理由での離婚は、基本的に認められない。特に 国家社会 の次代を担うべき子供がいる場合は、ほぼ絶対否定に近い<sup>6)</sup>。

いわんや妻が夫以外の男性と恋愛関係に陥るなど論外である<sup>7)</sup>。1929(昭4)年、子供ある人妻がテナー歌手・藤原義江のもとに走るという事件があった。社史によれば、この報を聞いた石川武美は緊急に記事を差し込み、「社会の立場から見ると、家庭道德の反逆者としての秋子夫人の、人もなげなるふるまいは、なんと批評のこともない、あきれはてたる行為であります」と徹底的に糾弾した。この件に際して旗幟を鮮明にしたことにより、進歩主義をもって任ずる人々からは頑迷と非難されたが、一般の主婦の大多数から拍手を受け、読者数を拡大したという。

## 2. 夫の不品行問題を巡って

もっとも妻の不貞事件は、数的には微々たるものである。国家社会 の基盤たる「家庭」を危機にさらす第一義な要因は、夫の不品行問題であった。この種の悩みを取り上げた実話記事 「男子のために泣く婦人の告白」「夫の秘密を知った時は如何にすべきか?」といった類 は、数号に1回くらいの割合で頻繁に掲載されている。内容を分類すると、不貞に加えて、過度の飲酒・扶養義務の放棄ないし怠慢・暴力の4つにほぼ尽きる(具体的な事例では、これらが複合して現れることが多い)。夫から性病を移されて苦しむ妻の嘆きもよくある。

離婚の原則否定という立場をとる『主婦の友』が、この夫の不品行問題について示した解釈図式と対処法には、大別して2つの方向性がみられる。もっともこれは論理的な区別で、実際の記事では両者が並立して用いられることが多い。

### (1) 妻への一方的な帰責

まず第1の方向性は、夫の不品行の第一義的な責任を妻の側に帰す解釈図式である。特に家事・育児という主婦・妻・母役割に関わる欠陥、より広くは「女らしさ」の欠如に原因が求められる。悩み相談記事から集約的な意見をあげよう。

良人が放蕩などと言って、ヒステリーになり、離縁話などの持ち上る婦人達に就て調べてみますと、大抵は、良人に就て知るところが少いため、良人の気に入るように努めることができず、少し可愛いがられるとつけ上り、男女同権などということ履き違えて、良人を敬うことせず、身だしなみにも注意せず、『女らしさ』も何処へか、我儘ばかり言っている人に多いようであります [1930(昭5)年9月号『婦人の煩悶相談所』]

こうした解釈に基づき、夫を取り戻す具体的な対処法が示される。こうした記事は枚挙

に暇がないが、読者の体験談から典型的な事例をあげよう。

[事例A] 東京に住むゆみ子 [1900 (明33) 年頃生まれ] の夫は、結婚1年で子供が生まれた頃からカフェーや待合に出入りし始めた。彼女は淋病を移されて不具になり、泣いて夫に嘆願する。だが、彼は10日に1度くらいしか帰宅しない毎日をつけ、芸者のために赤坂に待合を出してやる。ある日、彼女とは逆に、放蕩者の男性を結婚後にすっぱりと改心させた女性宅を訪問するが、そこではと気づくものがあった。家は掃除が行き届き「何となく待合の座敷を思わせる」ような綺麗さで、「美人の奥様」は「素人ながら意気づくり、さっぱりと、おしまいして」いる。ゆみ子は我が家の乱雑さと自分の「病人のように青ざめて、髪さえ乱れ、見るからにヒステリックな顔」が恥ずかしくなり、この後は常に家を申し分なく整え、自分も綺麗でいるよう努力を続けた。その結果、夫は家に居着くようになり、放蕩も止んだという [1927 (昭2) 年8月号『良人の放蕩を止めさせた妻の経験』]

## (2) 妻の「愛」による夫の道徳的救済

第1の妻原因論をまず十分に考慮したうえで、第2に導入される対処法は、夫の不品行の責任を基本的には彼自身に帰すのだが、そうした道徳的墮落に陥った夫を妻の「愛」によって救うべしという要請である。ここには体制内のキリスト教という、同誌の根幹的な思想的立場がもっとも明瞭に表れている。著名なクリスチャンである山室軍平が、悩み相談欄で読者に与えた次の助言は、その集約的表現である。

あなたの御主人が、いくら妾狂いをされて、たとい先方へ、入り浸るようになられたとしても、そうした荒んだ男子の心の中に、何の平和、満足がありません。……病人の介抱をするつもりでもかまいませんから、情 [ツレ] なくされれば、それだけ一層、しみりとして盡して御覧なさいませ。……責められても、踏みつけられても、じっと忍んで、あらゆる不幸を撥ね返すくらいのお愛で、真実を盡してください。必ずや御主人の心を動かして、男一人を救い上げる

ことができましよう [1930 (昭5) 年10月号『誌上相談 婦人の煩悶相談所』]

これをさらに短縮すれば「良人はどうあろうとも、妻は妻として、真実に、自分の義務を尽し、以て家庭を明るくし、婦人の天職とするところの、子女の教育に特に意を用い、家庭になくはならぬ健気な奥様たることを力めましたなら、夫婦和合の生活は、いつまでも続けられる筈でございます」となる [1929 (昭4) 年5月号『奥様度胸を養へ』]。妻は夫の放蕩に耐えてひたすら尽くし、やがて夫がその「愛」に感動して改心する 同誌はこうした同一の物語構造をもつ読者手記を、何度も繰り返し掲載した<sup>9)</sup>。それらは読者に対し、こうした忍耐の規範の実効性を示す働きをもっていたと考えられる。創刊から約20年間の同誌を分析した木村涼子 [1992] は、読者投稿に「自分と同じ、もしくは自分以上に不幸な女性の身の上を誌面で知ることによって、自分も忍耐しようと思決するパターン」が多いことを指摘している [238]

他方で、このように妻だけに犠牲的な「愛」を要求することに対し、批判的な意見も散見する。例えば、あるクリスチャンは「日本の古い道徳は、婦人に対してのみ余りに過酷」だと述べ、「忍従の名によって、犠牲の名によって、如何に多くの美しき魂が流されて来たことか!」と嘆息している [1930 (昭5) 3月号『我が子の嫁を探した父親の経験』]。既述のように離婚を原則否定した徳富蘇峰も、「如何に忍従が女性の美德なればとて、それは程度問題」だとして、「万己むを得ざれば、離婚も致方はありますまい」と認めていた [1929 (昭4) 年4月号『女性の種々相』]

しかし、誌面を総体的にみると、蘇峰のいう妻の忍従の「程度問題」は、ほぼ上限知らずの厳しい水準に設定されていた感がある<sup>9)</sup>。そうした極限的な事例として、1920 (大9) 年の「良人の放蕩と虐待に堪えて最後の勝利を得た十年間の結婚生活 滅びゆく良人の身を救わんための屈辱と忍従の実験告白」を取り上げよう [10月号]

[事例B] 筆者[1886(明19)年頃生まれ]は女学校程度の教育を修了後、法学部に在籍だった夫と見合結婚し、それ以後の学資は彼女の兄が負担した。夫は気難しく我儘だったが、彼女は「口に出されぬ前に良人の要求を覚るよう心掛け、苟にも良人の誇を傷けるような動作言語はいやが上にも慎」んでいた。卒業後に会社員となった夫は、しばらくして外泊を繰り返すようになり、突然に離婚を切り出す。「元来我々の結婚は恋愛を出発点としたのではないから、これまでとてもお互に身も世も忘れ果てるというような熱愛に燃えたことはないが、結婚当時のお前は純粋な優しい心の持主で、それにふさわしい可愛い顔をしていたから、私としても終[シュウセイ]の苦楽を共に分つ決心で、出来るだけ善良な良人となるべく誓ったのであった。ところが今のお前には昔日の面影すら残っていないのみならず、教育の低いお前の鈍い心は、年と共に退歩硬化して、全然[マツタク]の平凡な世話女房になり切ってしまった。……私はお前の古ぼけた姿を見ると、義理も理屈もなく厭になって、到底妻として一緒に生活する勇気がなくなってしまう。常識から考えたらこんな無法なことが離婚の理由になる筈はないが、私は常識や社会の法則に縛られて生活することの出来ぬ人間だ。……既に愛を失った以上、二人はもう夫婦として生きる資格がなくなったのだから、どうか得心して夫婦の関係を断っておくれ。」

夫は「高潔な人格性」を「愛」の基盤とする大正教養主義を導入して、離婚請求を正当化している。この時代思潮を楯にした言葉に、論理で十分に反論することは難しい。「良人を唯一の力として生きる弱い女」である筆者は、「私の足らぬところは屹度考えます。あなたに愛がなくなっても私はあなたを愛さずにはいられないのですから、どうしても別れることはいやです。それだけは是非許して頂きたい」と懇願するしかなかった。だが実は、この夫の言葉は全くの口実に過ぎなかったことが分かる。

[ ] 夫は些細な理由で暴力を振るい始め、彼女

は神経衰弱で床に伏す。夫はさすがに後悔し、実は同じ会社のタイピストを妊娠させ結婚を迫られたための離婚話であったと打ち明け、「お前がほんとうに良人を理解し愛してくれるなら、天地に容れられざる大罪を犯したところで許してくれるであろう」と離婚してくれるよう懇願する。[1]「私が醜くなったためとか教育の足らぬためとかのみならば、私の至誠で再び良人を引戻す望がないともいえませんが、子供まで宿した愛人があるため、しかもその人と結婚するため私に別れたいとまでいう良人の強い決心を知っては、どんなに辛くとも私は離れ去るべきものです。六年も七年も添った私には子供が出来ず、日の浅いその女に愛の塊が宿ったというのも、私とその良人との縁が天意に反っていたのかも知れない。……[しかし]長い間の心尽くしも水の泡と消え、良人から逐われる身の薄倖を思うと、良人に対しても平かな心をもつことが出来ません。犠牲などという美名に偽かれ、我れと自分を偽っているのではないか、これで自分は後悔しないであろうか。心から二人の幸福を祈れるであろうか。否え否え私は良人も女も憎む、女を生涯呪うと恐ろしい言葉を口走ってふと気づき、運命には従順に勇敢に服従しなければならぬ。神の示し給う道はどんなに険しくても恐れてはならぬと、悶えのうちに僅かに光明を認め……。」

ここで筆者は自分の内面を見つめ、そこに夫と愛人への憎悪が存在することを認める。それでも彼女はこうした感情をすぐ抑圧してしまい、自らを「運命」「天意」「神」が「愛」の名のもとに命じる「犠牲」へと方向づけようとする。とるべき指針は、自らの内的で個別的な感情でなく、あくまで外的で普遍主義的な道徳に求められるのだ。筆者はついに離婚を決意し、夫の懇願で愛人をしばらく家に置くことにする。しかし、その結果、彼女の気持ちは決定的に変化する。

[ ] [2] 女の態度には実に呆れ果てました。私に面目ないなどとはほんの口先ばかりで、私の面前で夫と巫由蹴散[フザケチラ]したり、食事の際など二人で口移しに食べるという不行儀

さ、まるであばずれた酒場〔バー〕の給仕女の仕草です。どう虚心平気に見ても少しも真面目なところはありません。……私は良人の女に対する悪感よりは、こんなものと一生を共にする良人の将来が案じられてならなくなりました。良人の後悔する日がまざまざ浮びますので、これはどうしても良人の目が醒めるまで自分が良人を守らねばならぬ。如何なる屈辱を忍んでも、虐待を受けても、良人から離れることは出来ぬと堅く堅く決心しました。

筆者の離婚に対する態度は〔1〕承諾〔2〕拒否へと変化したが、全ては夫への「愛」のためという論理は一貫している。注目したいのは〔1〕で子供の有無が「天意」と結びつけられること。実はこの種の体験談では、通常この〔1〕〔2〕の部分はもっと短縮される。子供がある場合、愛人をつくること自体が十分に非道徳的と判断されるからだ。「可愛いお前たちをおいて、お父さまは今病気にかかっていらっしやる、お母さまの『愛』で立ち直らせなければ」というわけである。逆にいえば筆者は、子供がなく、また相手が素人女性という比較的珍しい事情のために、愛人が個人的に「不真面目」だという理由を持ち込まねばならなかった。

〔 〕夫の不品行は会社で問題とされ、蹴首されて、愛人にも去られる。夫は反省して妻の忍耐に感謝し、神戸に職を見つけて夫婦で移住したが、またそこで遊里に入りし始める。今回は「決してお前を捨てることはせぬから安心せよ」と約束したうえで愛人と公然と遊び歩き、筆者は後で「いろいろと面白おかしかった有様を手取るように聞かされ、そのとき私が少しでも嫌な顔をすると、すぐ手を振り上げられる有様だった。だが筆者は「良人が何時かは必ず覚醒すると信じ」て忍耐し、「私は良人あつての私で、独立して存在する自分はない」と決めて献身し続けた。こうして1年程過ぎたある日、夫は「もう遊びにも飽きた。こんどというこんどこそは新しい生活に入るのだ」と宣言し、完全に放蕩を止めた。それ以来「幸福」で「健全な家庭」が数年続いており、筆者は「結婚後ざっと十年

間、幾度か覆えらんとした小舟も、私の弱い力でどうにか彼岸に達し得たと思うと、甚だ不遜な次第ですが、心密かに誇らしさを覚えます」と結んでいる。

繰り返せば、この筆者は、自分の夫の不品行問題への対処を、全て「愛」の名によって根拠づけている。だが、現在の我々の目からみると、彼女自身が本当にこの夫を愛しているのかどうか、やや疑問に映るのではないだろうか。実は戦後の誌面では、夫の不品行にひたすら耐えるという振る舞いを、例えば経済的打算として解釈する心理分析的な視線が浮上してくる。しかし、で筆者が内心の憎悪をすぐ抑圧してしまうことにも伺えるように、戦前の『主婦の友』では、夫の「愛」の喪失を嘆く声が頻りに聞かれる一方で、妻が自らの夫への「愛」について自問する姿勢は極めて希薄だった<sup>10)</sup>。

いわば戦前の女性たちは、いったん結婚した以上、愛することを止める自由を自らに認めていなかった。たとえ夫が不貞や暴力を繰り返しても、妻は変わらぬ「愛」で彼を救済しなければならない。

菅野聡美〔2001〕によれば、大正期の知識人の恋愛論は「恋愛と結婚を正当化するために、『正しい恋愛』を掲げ」、この『正しい恋愛』は多大な努力と義務を要する壮大な目標となった」〔218-9、下線引用者〕この指摘は同誌にもまさに妥当する。また山田昌弘〔1994〕は、戦前の「家」も近代家族の1類型ではあるが、「近代家族の安定化装置として明治時代に採用されたのは、自発的愛情ではなくて、忠孝一体の国家イデオロギーだった」と論じている〔190〕。以上の分析に照らし合わせると、戦前期の『主婦の友』に関する限り、山田の指摘は次のように言い換えたほうが適切だろう。すなわち、「家庭」を支える役割を果たしていたのは、国家主義的イデオロギーの中に組み込まれた固有の「愛」の理念であった、と。

### (3)『主婦の友』の保守性と合理性

以上のように国家主義的イデオロギーを根

幹とする『主婦の友』は、戦前の婦人雑誌の中でも、伝統的・保守的だと批判されることが多い。

バーバラ・ハミル・佐藤 [1987] は、同誌の身の上相談への回答について「女性の貞操や男性に対する忍従を美德とする伝統的なイデオロギーを背景とする極めて保守的なものであった」という [219、下線引用者、以下同様]。木村涼子 [同] も、創刊から約20年間の同誌を分析し、そこに「恋愛を基礎とした民主的な夫婦家族観」と並んで、「男性家長を頂点とした『家(イエ)』という封建的な家族観」や「『家(イエ)』の維持のためにどんな苦勞も忍耐するという儒教的婦徳の権化のような節婦像」がみられると指摘する [237]。そして家庭に何らかの危機的問題が起った場合、後者の「節婦像」が要請され、「与えられた条件を『運命であったとして諦め』て受け入れ、『敵を愛する』ことさえできる『強い信仰』を持ち真心を尽くす態度、すなわち、現在の結婚や家族などの客観的状况を変えるのではなく、自分の主観を前向きに変えて、忍耐と努力をする態度」が賞賛されたと論じる [241]。

この佐藤や木村の指摘は大筋で妥当だと考える。国家社会 という至上価値を掲げて離婚を原則否定する『主婦の友』は、『青踏』や『婦人公論』と比べると確かに保守的であり、夫の不品行に苦しむ妻たちにとって抑圧的な側面をもっていたことは間違いない。

しかし、既述のように、明治民法の「家」制度下の既婚女性は、離婚を主体的に選ぶことが極めて困難な ほぼ不可能に近い状況にあった。この場合、夫の不貞をひたすら非難し続けたり、夫婦の「愛」は永久に失われたと解釈しても、現実的・心理的に出口のない状態に追い込まれるだけである。例えば、伝統的な「婦徳」を批判する上述のクリスチャンも、「日本婦人の犠牲的精神をして、真に美しい果実を結ばしめるためには、男子が、良人が、更に深き犠牲的精神を發揮するようにならなくてはなりません」という、実効性の期待できない努力要請以外に持ち出す

ものがない [前出『我が子の嫁を探した父親の経験』]。

このように他の選択肢の乏しい状況では、夫の不品行の責任は自分にある 自分が努力すれば夫の「愛」を取り戻せる、夫は道徳的に墮落した 自分の「愛」で夫を正道に立ち直らせる、といった信念をもつほうが、何らかの主体的な行動指針を見つけて現状が心理的に耐えやすくなるという意味で、より合理的な振る舞い方ともいえよう。特に の戦略をとる場合、放埒な夫に「真の愛」を捧げ続けて「家庭」を守る妻は、至上価値としての 国家社会 への貢献という点からその「高潔な人格性」を賞揚され、夫より道徳的・心理的に優位に立ちうる。 とともに妻の夫のための忍耐と努力は、「人格」の向上を意味する「修養」という言葉で表現されることも多い。

また同誌はしばしば、夫の放蕩に苦しむ妻を美化して物語化した (例えば1930 (昭5) 年1月号『剃髪黒衣の尼僧に出家せる伊藤初枝夫人の懺悔』)。こうしたやり方も、道徳的・美的に高い「悲劇のヒロイン」といったイメージを提供することで、同じような立場の妻たちに心理的な慰謝を与える機能をもっていたと思われる。

まとめるならば『主婦の友』は、読者に対して「現在の結婚や家族などの客観的状况を変えるのではなく、自分の主観を前向きに変えて、忍耐と努力をする態度」を教示していた [木村、同]。こうした姿勢は、保守的・抑圧的であると同時に、明治天皇制国家という所与の状況の中で、女性たちの心理的負担を最大限に軽減しようとする方向性でもあった。

他方で、佐藤・木村らの「伝統的」「封建的」という評価についてはどうか。貞節や忍耐という「婦徳」が、近世の儒教に起源をもつことは確かである。しかし、夫の不品行という問題に対して江戸期の武士層の妻が取った態度と、事例Bの筆者のような戦前の妻たちのそれとは、決定的な差異がある。前者は夫が放蕩を繰り返す状態をそのまま耐えるだけだ

が、後者は自分の「愛」で夫を改心させようと努力し続けるのである。良妻賢母思想が近代的というのと同じ意味で、「墮落した夫を妻の『愛』の力で正道に戻せ」という助言は近代的だといえよう。

### 3. ロマンティック・ラブと「愛」の差異

最後に『主婦の友』が掲げる「愛」の理想の固有性について、拙稿[2001]で論じた欧米との比較において整理しておこう。

まず大きな違いは、官能的・性的な要素を不可分に組み込むか否かにある。ロマンティック・ラブは、起点となる感情という側面からみると、性的色彩を不可分に含む情熱として想定された。これに対し、同誌は、性的欲求を基盤とする不安定な「恋愛」と精神的で永続的な「愛」とを対極化し、後者をより高いものと価値づける。この「愛」と結婚後の狭義の性交渉とは、理念的に統合されていなかった。換言すれば、ロマンティック・ラブ・イデオロギーを構成する「love・性・結婚」の3者のうち、潜在的に結婚という社会制度＝「家庭」が最上位に置かれていた。より正確には「家庭」を支えるような「love」のみが、真正なものとして認められた。

この官能性の有無は、対象への志向性のあり方と密接に結びついている。ロマンティック・ラブは、ただ1人の特別な人が喚起する性的牽引力に基づくものであり、本質的に特殊志向的である。それは説明もできず、また意志による統御も不可能という意味で、非合理的な性格をもつ。これに対し、同誌の掲げる精神主義的な「愛」の理想は、大正教養主義の「高潔な人格性」の理念と結びつき、普遍志向的な性格をもっていた。従って、結婚前に確認すべきなのは、互いの「人格」への冷静で合理的な判断である。こうした考え方から、欧米のように男女の親密で排他的な交際(courtship)でなく、大人が未経験な若者たちの判断力不足を補うことができる家庭的グループ交際が、結婚に至る最善の方法として

推奨された。

この「愛」の意志的統御という意味での合理性は、夫の不品行問題といった結婚の危機的状况に際して、もっとも明瞭に表れる。たとえ夫が不貞を繰り返しても、妻は修養に努力して「人格」を向上させ、道徳的に墮落した彼を自らの「愛」で救済しなければならない。この「愛」と意志的なactionであり、受動的なpassionではなかった。

まとめるならば『主婦の友』の掲げる「愛」の理想は、官能的・特殊志向的・非合理的な情熱を起点とするロマンティック・ラブとは異なり、精神主義的・普遍志向的・合理的な性格のものであった。これは性的要素の排除という点で、巖本・透谷ら、明治期のキリスト教の影響を強く受けた知識人と通底するところが多い。また「愛」の意志性の強調は、17世紀のプロテスタントの友愛結婚に近い。主宰者たる石川武美社長のキリスト教信仰が、色濃く反映されているといえよう。

#### 注

- 1) 1930(昭5)年に弁護士がそれまでの判例から導いた結論によれば、裁判費用と慰謝料の額を比較すると、たとえ勝ってもあまり利益にならないから、なるべく訴訟は起こさないほうがよいという[『主婦の友』10月号『妻は如何なる場合に良人から慰謝料を貰えるか?』]
- 2) 例えば、昭和初年の不景氣中、個人の「立身出世」を描いた定型的な「奮闘物語」の1つでは、「世間では、今不景氣で、働きたいにも仕事がないと申します。併し、私に言わせると、仕事がないのではなく、仕事に従事する人の働きが足りないのだと思います。私は他人が十時間働くところを、廿時間働きました。その代り、賃銀を他人の半値にして引受けるようにしました」と、マクロな視点を欠いた個人的勤勉の誇りがみられる[1930(昭5)年9月号『失業の揚句に自殺まで決心した夫婦が共稼ぎで成功した奮闘物語』]
- 3) 例外的な事例も散見する。例えば「離婚問題の大相談会」[1929(昭4)年4月号]では、「性[タチ]のよくない虐待」や「性的に不行跡[フシダラ]な夫」に悩む妻に対し、弁護士が離婚を勧めている。しかし、こうした助言はやはり例外的で



あり、かつ戦時期に向かうにつれて皆無に近くなっていく。

- 4) 例えば1921(大10)年の「離婚問題に悩む夫人の告白」[7月号]では、時代遅れの写真結婚をした女性がすぐ離婚した例が同情的に紹介されている。
- 5) もっとも山室軍平は、1919(大8)年の「山田憲氏を捨てた次子夫人は立派な夫人といえようか」[8月号]で、殺人罪を犯した夫と離婚した妻を非難している。しかし、こうした意見は主流的とはいえず、1921(大10)年には夫が犯罪を犯したことを理由に自分から離婚を選ぶ妻の事例が同情的に紹介されている[3月号『結婚に破れた若き夫人の告白』]。
- 6) 小説「流るるままに」の作者が職業的野心のために夫と子供を捨てて家出したとされる事件に関しては、当事者の「自分は夫の方から離婚された」という弁明を載せて一定の同情を示すとともに、やはり「よき母として止まらなかった」ことを批判している[1925(大14)年6月号『夫と愛児を捨てて文学に生きる山田順子』]。
- 7) 1921(大10)年の白蓮事件に際しては、彼女に肯定的な記事が掲載されているが[5月号『伊藤白蓮夫人』]、これは彼らのあまりに封建的な結婚方法が非難されたという意味で例外的であった。他に「千葉医科大学教授高田博士夫人の貞操事件の真相」[1924(大13)年5月号]でも、妻が夫の冷たさに耐えかねたと描写されるが、それでも不貞に走ったことは同情されない。
- 8) 夫の不品行に耐えきれず、自分から離婚した読者体験談も散見する(例えば1928(昭3)年9月号『五十一歳で歯医者になる迄の苦心』)。しかし、総体的にはやはり例外的である。
- 9) もう1つ極端な例をあげると、犯罪常習者の舅に短刀で脅迫され、婚家を出て既に5年という妻に対しても「夫は父の為に囚われているのでありますから、貴女は強い愛の力を以て、夫を父の手から奪い返さなければなりません」と、あくまで離婚を思いとどまるよう助言されている[1920(大9)年9月号『離婚問題に悩む婦人の煩悶』]。
- 10) 例外的に「良人を愛しえぬ妻の告白」という珍しい記事もあるが、そこでも自らの悲しい「運命」が嘆かれるだけである[1922(大11)年2月1日号]。

木村涼子 1992「婦人雑誌の情報空間と女性大衆読者層の成立」『思想』2月号(No.812)

大塚明子 1994『『主婦の友』にみる『日本型近代家族』の変動I～夫婦関係を中心に～』『ソシオロゴス』17号

1996「戦前期の『主婦の友』における母の役割と子供観」『文教大学女子短期大学部紀要』第40集

2001「近代家族とロマンティック・ラブ・イデオロギーの2類型」『文教大学女子短期大学部紀要』第45集

2002「戦前期の『主婦の友』にみる『愛』と結婚」『文教大学女子短期大学部紀要』第46集

佐藤、バーバラ・ハミル 1987「女性」南博編『昭和和文化 1925--1945』勁草書房

外崎光廣 1956 1998「近代日本における離婚法の変遷と女性の地位(抄)」

総合女性史研究会編『日本女性史論集4 婚姻と女性』吉川弘文館

山田昌弘 1994『近代家族のゆくえ』新曜社

湯沢雅彦 1977「戦後家族変動の統計的考察」福島正夫編『家族 政策と法3』東京大学出版会

#### 引用文献

菅野聡美 2001『消費される恋愛論～大正知識人と性～』青弓社